

「選択的介護」モデル事業

30年度実施に向けた公募等について

平成30年4月6日
東京都 ・ 豊島区

「選択的介護」モデル事業 公募等について

1 公募説明会 1月17日（水曜日） 参加20者

2 公募受付期間 1月17日（水曜日）～2月16日（金曜日）

3 公募モデル事業のサービス提供形態

（1）指定訪問介護と保険外サービスを柔軟に組み合わせて提供するもの

（2）指定訪問介護と保険外サービスを同時一体的に提供するもの

4 公募テーマ

i) 居宅内での選択的介護 ii) 居宅外での選択的介護 iii) 見守り等のサービス

5 公募参加者の主な要件

○ 豊島区内に指定訪問介護事業所があること

○ モデル事業の業務遂行のため十分な管理能力があり、人員等の体制が整備されていること など

※ 複数の事業者での共同参加も可能

6 申込事業者数 10者（うち2者は共同参加あり）

i) 居宅内での選択的介護

指定訪問介護のサービスと、利用者や家族が選ぶ自費サービスを柔軟に組み合わせて、日常生活を支援するサービス

ii) 居宅外での選択的介護

指定訪問介護のサービスと、自費の外出支援を組み合わせることで、利用者の意向に合わせた外出を支援するサービス

iii) 見守り等のサービス

指定訪問介護のサービスに加えて、自費によるICT機器等を活用した見守り等のサービス

「選択的介護」モデル事業 テーマ別申込状況

i) 居宅内での選択的介護

(サービス提供形態別：1 者のみ同時一体的提供を可能とするよう強く要望。他は規制緩和等が認められれば実施の意向)

メニュー \ 参加事業者	A 者	B 者	C 者	D 者	E 者	F 者	G 者	H 者	I 者	J 者
同居家族分の家事（調理・洗濯・掃除等）	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
本人が行う同居家族分の家事の支援（調理・洗濯・掃除等）	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
ペットの世話	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
庭掃除や客間の片づけ	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
電球・蛍光灯の付け替え	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
電子機器（テレビ・エアコン・携帯電話等）の操作確認	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
本人と一緒に食事をする	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
本人の話し相手	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
宅配・ネット注文サポート（ヘルパーが注文を支援する。）	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
書類の確認・分別（本人と一緒に郵便物を確認、分別する。）	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
日用品以外の買い物（ヘルパーが本人の日用品と合わせて、日用品以外（家族分等）の買い物を行う。）	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

その他） ごみ出し、あらかじめ購入しておいた物を届ける形態での買い物代行、生前整理、24時間の安否確認、日常生活範囲外の掃除・雪かき・害虫駆除、家屋の簡単な修繕・改装等、引越し荷造り・荷ほどき・持ち運び、熱中症予防のための室温管理や水分補給等の生活上のアドバイス、自治体への手続き代行等、大掃除・エアコンフィルター掃除等

「選択的介護」モデル事業 テーマ別申込状況

ii) 居宅外での選択的介護

メニュー \ 参加事業者	A者	B者	C者	D者	E者	F者	G者	H者	I者	J者
日用品以外の買い物（介護給付ではできないデパート等への買い物）への同行	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
趣味等（区民ひろばや図書館等）への同行支援		○	○	○		○	○	○	○	○
散歩	○	○	○	○		○	○	○	○	
施設に入所・病院に入院している家族への面会・お見舞いの同行	○	○	○	○		○	○	○	○	○
お墓参りへの同行		○	○	○		○	○		○	
外出先への送迎	○	○	○	○		○	○	○	○	○
（介護給付では認められない）院内介助	○	○	○		○	○	○	○	○	○

その他）本人と共に家族・知人やペットと散歩、銭湯への同行・介助、冠婚葬祭への同行、美容・健康施設等への同行

「選択的介護」モデル事業 テーマ別申込状況

iii) 見守り等のサービス

【A者】

■ Webカメラを利用した利用者の状況把握と必要に応じた訪問介護員の訪問

- 定期的な、画像・センサーによる利用者の状況把握
- 異常を把握し、訪問介護員が訪問・通報等の対応を行う

(サービス提供方法)

- ・ ネットワークシステムを有償で利用者に貸与・設置
- ・ カメラ・センサーで利用者の状況等を把握するほか、映像を確認しながらの会話や、センサーで検知した情報を医療と連携、お薬カレンダーの監視、遠隔での温度調節などを複数のプランから選択可能
- ・ 訪問介護との連携・ケアマネジャーや主治医との（センサーからの情報の）連携

【C者】

■ ICT機器で取得される見守り情報を訪問介護の頻度や時間帯に反映。訪問した際の生活上のアドバイス（熱中症予防のための室温管理や水分補給等）に活用

■ 事業者がアラート通知を受けたときは、利用者への電話による状態確認。必要に応じ家族等への連絡

「選択的介護」モデル事業 規制との関係

指定訪問介護と保険外サービスを柔軟に組み合わせて提供するもの
(指定訪問介護の前後(途中に挟む場合も含む)に保険外サービスを連続的に提供)

一定の条件を満たせば現行のルールにおいても実施可能なサービス内容

○ 平成12年11月16日老振第76号「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」 (抜粋)

2 保険給付として不適切な事例への対応について
(前略)

なお、保険給付の範囲外のサービスについて、利用者と事業者との間の契約に基づき、保険外のサービスとして、保険給付対象サービスと明確に区分し、利用者の自己負担によってサービスを提供することは、当然、可能である。

また、こうした事例への対応については、居宅サービス計画の策定段階において利用者に十分説明し、合意を得ることが重要であることから、指定居宅介護支援事業者にあっても、十分に留意して居宅サービス計画の作成に当たることが必要である。

要介護高齢者に対する指定訪問介護と、保険外サービスを一体的に提供することを直接的に不可とする現行の規制・ルールは無く、「明確に区分」すれば提供可能とされる。

しかしながら、「明確な区分」の方法等が不明瞭なため、保険者も、事業者も二の足

今回のモデル事業公募に際し、豊島区において利用者保護の観点から、介護保険サービスと保険外サービスの明確な区分を担保するための仕組みを整理。実際の運用面での可能・不可能なども考慮するため、参加事業者からの実務的な提案等も勘案する。⇒(6～9ページ)

介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて連続的・同時一体的に提供することにより、以下のようなリスクが想定される。

- 本来、保険外サービスに盛り込むべきサービス内容が、要介護高齢者本人向けの介護保険サービスに紛れ込み、結果的に不適正な給付が増えるおそれ
- 要介護高齢者本人やその家族が、介護保険サービスと保険外サービスの区分を理解できなくなるおそれ
- 要介護高齢者本人やその家族が、「自立支援」を目的として提供される介護保険サービスと、本人や家族のニーズに応じて提供される保険外サービスとの間で、サービスの趣旨が異なることを理解できなくなるおそれ
- 要介護高齢者本人やその家族からのサービスの要求が多くなり、サービスを提供する訪問介護員等の負荷が過度に大きくなるおそれ

選択的介護モデル事業の実施にあたっては、利用者保護の観点から介護保険サービスと保険外サービスの明確な区分を担保するための仕組みを整理し、重点的に取り組む。

1. 自立支援を阻害しない適切なケアマネジメントの実施

2. プランに沿った適切なサービスの提供

3. 利用者と家族の確実な理解

利用者保護のための取り組み

1. 自立支援を阻害しない適切なケアマネジメントの実施

- ◎ 介護保険サービスでは、ケアマネジャーによるアセスメントとプランニング、さらにサービス提供責任者によるアセスメントとプランニングというプロセスを経ることで、支援内容の適切さを担保している。
- ◎ 選択的介護においては、選択的介護の保険外サービスもケアプランに位置づけ、介護保険サービスと同様のプロセスを経ることで、自立支援を阻害しない適切な支援内容を担保する。
- ◎ 事業者（訪問介護）の管理水準を高めるとともに、ケアマネジャーによるモニタリングやサービス担当者会議といったケアマネジメントプロセスの水準を高めることで適切なケアマネジメントを担保する。

【具体的な取り組み】

- ☑ 選択的介護の保険外サービスもケアプランに位置付ける
- ☑ ケアマネジャー・サービス提供責任者向けの研修
- ☑ ケアマネジャー・サービス事業者向けガイドラインの作成
- ☑ 実地指導
- ☑ ケアプラン点検
- ☑ 地域ケア会議の活用

事業者からの提案事項

- ◎ 選択的介護についても介護保険サービスと同様に、ケアマネジャーと初回時報告、月間のモニタリング、適宜電話等で利用者の状態を共有し、連携を図る。
- ◎ ICTを活用してケアマネジャーとの連携を図る。通信を暗号化することで情報漏えいの危険性を回避する。

利用者保護のための取り組み

2. プランに沿った適切なサービスの提供

- ◎ 選択的介護においては、選択的介護の保険外サービスについてもケアプランに沿って、サービス提供計画を作成し、それに基づいたサービス提供を行う。
- ◎ 選択的介護を提供した際には、選択的介護の保険外サービスについてもサービス提供記録を作成し、保険内外のサービスの明確さを確保する。
- ◎ ケアマネジャーがサービス提供計画や実績報告を点検することで、プランに沿った適切なサービス提供が行われているか確認を行う。

【具体的な取り組み】

- ☑ ケアプランに沿ったサービス提供計画の作成
- ☑ サービス提供計画のケアマネジャーへの交付
- ☑ サービス提供記録の整備
- ☑ 事業実施状況に関する報告

事業者からの提案事項

- ◎ 月額のパッケージ時間について、ケアマネジャー、利用者、家族、サービス提供責任者で相談のうえ、サービス提供月の前月末までにサービス提供計画を作成し、利用者の同意を得たうえで、当該サービス提供計画に基づき、サービスを提供する。
- ◎ 訪問介護員がサービス提供後に提供時間、内容等をスマートフォンから入力し関係者間で情報共有を図る。
- ◎ サービス提供計画、サービス提供記録について介護保険サービスの様式に追記し、一体的に記録することで利用者にとって分かりやすく、署名、押印の手間も省略する。

利用者保護のための取り組み

3. 利用者と家族の確実な理解

- ◎ 選択的介護の利用者やその家族が、選択的介護の趣旨や介護保険サービスの範囲、サービスの内容等について理解したうえでのサービス利用を担保する。
- ◎ サービス内容や具体的なサービスの利用シーン等をわかりやすく説明するパンフレットの作成や区の情報媒体等を利用して、選択的介護に関する情報の周知を行い、選択的介護の趣旨等の理解を促す。
- ◎ 契約締結にあたっては、サービス事業者は契約書や重要事項説明書の内容について利用者に対して丁寧に説明を行い、サービス内容や利用料金等についての確実な理解を促す。

【具体的な取り組み】

- ☑ サービス内容や利用方法等を明確にしたパンフレットの作成
- ☑ 契約締結時の重要事項説明書等の内容についての丁寧な説明
- ☑ 書面での契約

事業者からの提案事項

- ◎ 選択的介護の具体的な利用シーンを入れたパンフレットを作成し、契約前にサービス内容のイメージを利用者や家族と共有する。
- ◎ スマートフォンによる家族への情報提供（パッケージ残り時間の閲覧など）。
- ◎ 営業所とは別に本社に相談窓口を設け、利用者の要望等に迅速に対応できる体制を整える。

【参考】「選択的介護」モデル事業 今後の検討

平成30年度は、以下の事項などについてモデル事業化等に向けて引き続き検討していく。

モデル事業実施に向けた対応方針（案）

検討イメージ

大項目	中項目	小項目	各事業者の提案概要	事業アイデア評価	対応に要する時間	対応方針（案）
Ⅰ. 介護保険サービスと保険外サービスの同時・一体的提供 【連続的な提供】	居宅内	1. 介護を担う家族分の家事の支援	利用者家族の調理・掃除・洗濯、買物等 利用者家族向けに弁当提供、栄養指導・栄養管理	△	短	【対応方針③】 継続検討
		2. 短時間で提供できる付加的な生活支援サービスの一体的提供	ペットの世話、電球交換、窓拭き、話し相手、共有部の掃除、日用品以外の買物代行、健康チェック、庭の手入れ、書類の仕分け、手続き支援等	○	短	【対応方針①】 30年度着手候補
		3. 生活支援におけるICTの活用 のサポートの一体的提供	生活支援におけるICTの活用 のサポートの一体的提供 (服薬管理、カメラの設置、 モーション(人感)センサー、 ケアコール端末、IoT機器等)	△	中～短	【対応方針③】 継続検討
			(人員配置基準を緩和する場合)	○	中～短	【対応方針①】 30年度着手候補
	居宅外・外出先	4. 居宅外／外出先での介護の提供	通院助と買物支援の組み合わせ、入院中、病院内の介護、金融機関、墓参り、旅行への同行 その他(趣味の外出、孫の運動会、結婚式)への同行等	○	短	【対応方針①】 30年度着手候補
	通所介護	5. 利用者に対するデイサービスの場での保険外サービスの提供	買物支援、健康関連グッズ販売、弁当販売、コインランドリーサービス等	△	短	【対応方針②】 31年度着手候補
		6. 送迎経路上の立ち寄り、途中乗車・下車	帰宅時のCVSやスーパーへの買出し・ 帰宅時の受診等	○	中	【対応方針②】 31年度着手候補
		7. 介護給付利用者以外へのサービス提供	要介護状態が改善した「卒業」した人向けサービス	×	中	【対応方針④】 方針・課題整理
			児童保育	×	中	【対応方針④】 方針・課題整理
Ⅱ. 介護保険サービスに付加価値を付けた部分への料金設定	付加価値に応じた上乗せ料金	1. 付加価値に応じた上乗せ(かつ、同時・一体的にサービス提供)	外国語や方言、手話、栄養士、エステティシャン、家電・IT機器の知識が豊富など、ヘルパーが有する資格や技能、経験値に対して、追加料金を設定 利用者・家族から要望のあったスタイルに対応可能なスタッフを含む複数名で構成されるチームを編成し、継続的なチームケアを行う「パーソナルスタッフ制度」	△	中～長	【対応方針③】 継続検討
	繁忙期や経費上昇時の上乗せ料金	2. 介護報酬では充当しきれない追加費用相当分の上乗せ	年末年始、大型連休などの介護スタッフの確保が困難となる時期について、事業所ごとに割増料金を設定、一方で、介護スタッフが充足している時期について、同様に割引料金を設定、利用者都合による時間指定に対し、時間指定料金を導入	△	中～長	【対応方針③】 継続検討

【参考】今回の公募に際し、事業者から提案等あったもの

指定訪問介護と保険外サービスを同時一体的に提供するもの

現行のルールでは明らかに実施不可能なサービス内容

- 要介護高齢者のニーズ等を踏まえて、介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて連続的・同時一体的に提供する場면을想定すると、「明確に区分」することが困難な場面が生じることが想定される。
 - 同時一体的なサービス提供の実施に際しては、平成12年11月16日老振第76号の見直し等が必要となる。
 - 対応策については、豊島区において整理した明確な区分を担保するための仕組みを基に、参加事業者からの見直し等方法の提案を求めたところ。
-
- 今回の応募では、同時一体的なサービス提供に強い参加意向を示したのは、1 者のみ

参加意向の1 者からの提案書の内容やヒアリングの状況からは、同時一体的なサービス提供を行う場面、必要性、明確な区分ができている（認められうる）とする方法等について、より具体的な整理が必要

【参考】今回の公募に際し、事業者から提案等あったもの

事業者からの提案の中でさらなる規制緩和を求めるもの等

◆ 訪問介護の人員配置基準等の緩和を求めるもの

法令上の規制の緩和が必要と考えられる事項	左記規制を緩和することによるメリット	左記規制を緩和するに当たっての懸念点・課題と対応策
管理者及びサービス提供責任者（以下「サ責」）の兼務要件緩和	・サ責が自費サービスにも関わることで利用者の困りごと等をより深く把握することができる等	・連絡・調整の滞りや、緊急時の対応できない事態が生じる恐れへの懸念あり。 ・サ責複数配置で対応
サ責の専従要件を緩和	・弾力的な配置可能となれば効率的となり、収益向上等期待等	・保険内利用者の管理時間が少なくなる懸念 ・兼務可能な事業の全利用者を総計した上限数設定を可能としては
訪問介護員の常勤換算数に選択的介護の時間を含める。	・運用が可能な事業者が増え、利用者の選択幅が広がる等	・サ責の業務負担が増える恐れあり。 ・ファイル等一元化や事務フロー簡素間で負担を減らす。
管理者・サ責の専従要件の緩和	・保険外への参入がしやすくなる。 ・職員シフト組みが効率的になる。	・（保険内外に関わることで）サービスの質低下の懸念 ・保険内外一体で計画作成等するため業務負担が増えことは想定しにくい。
老振第76号の「明確な区分」の緩和	・家族介護の負担軽減になることで、利用者の介護環境が改善される。	・判断能力の低下した高齢者の契約者保護等が必要 ・介護スタッフのプロ意識低下、人材確保が困難になる可能性も考えられる。

- 規制緩和等の提案事項に係る懸念点等や緩和等の詳細、対応策等について、より具体的な整理が必要
- モデル事業の効果検証等の中で、サービス提供責任者等の業務等状況の把握や、サービスの質向上や効率化などに資するデータ収集・分析について検討していく。